

戦前日本の「家庭又ハ其ノ他」における教育

—論点の整理に向けた成立過程の再分析と運用実態の検討—

本 山 敬 祐

本稿は1900(明治33年)公布の小学校令第36条第1項但書に規定されている「家庭又ハ其ノ他」¹における教育を就学とみなす制度に注目し、当該制度の成立過程の再分析と運用実態を分析する。

「家庭又ハ其ノ他」における教育を就学とみなす規定の起源は、1879(明治12)年公布の教育令第17条に求められる。教育令の成立および改正過程を再分析した結果、当該規定には普通教育奨励策としての側面と保護者による教育選択の自由を容認する側面の両方を含むものであったことが推察される。

小学校令に継承された当該制度は、主に正規の学校教育が受けられない児童に対して特別な教育課程を編成する際の根拠として活用されていた。他方、当該制度が保護者の教育選択の自由とりわけ教育場所の選択の自由を容認する根拠として活用されていたことも確認された。

今後は教育場所の選択の自由に関わる「家庭又ハ其ノ他」における教育の実態について、一次史料を用いた実証的研究が求められる。

キーワード：「家庭又ハ其ノ他」における教育, 就学, 特別教授, 教育選択の自由

1. 問題の所在

不登校に代表される学校教育からの離脱を契機として、学校への入学と日常的な登校(=就学)では教育を受ける権利が保障されえない児童生徒の存在が問題視されている。しかしながら、このような児童生徒に対する学習機会の保障は、学校教育を通じた教育を受ける権利の保障を前提とする戦後教育法制と戦後教育学の通説的理解では容易に解決策が得難い課題である。

不登校への政策的対応として、就学義務制度の弾力化が進められてきた。1992(平成4)年、2005(平成17)年および2009(平成21)年の文部(科学)省通知により、不登校児童生徒の学校外機関や家庭における学習が、当該児童生徒が在籍する学校長の判断により指導要録上の出席扱いや成績評価の対象となっている²。

他方、不登校への社会的対応として、日本においても「フリースクール」と呼ばれる民間教育主体が定着しつつある³。諸外国では主に既存の公立学校と比して特色のある教育が実践される場であ

るのに対し、1980年代以降に日本で増加してきた「フリースクール」は、主に不登校児童生徒の保護者らを中心に、不登校児童生徒の居場所や学習機会として発展してきた(奥地2005)。このように、不登校対策として導入された就学義務制度の弾力化と学校設置主体ではない自発的な教育主体の登場が相まって、不登校児童生徒への学校外での学習が義務教育制度との関連で位置づけられている。

このような現象を背景として、近年教育法制研究では戦前日本の義務教育制度に注目が寄せられている。戦前日本の義務教育制度では、課程主義のもとで一定の基準を満たす学校外教育が就学とみなされていた。当該制度に関し保護者の教育選択の自由、とりわけ教育場所の選択の自由を保障する制度として関心が寄せられている。しかしながら、後述するように教育法制研究では当該規定の運用実態明が十分に明らかにされていないままに議論がすすめられてきた。

本稿は戦前日本において「家庭又ハ其ノ他」における教育がいかに制度化され運用されていたのかについて、当該制度の成立過程とその後の制度運用を再分析し、検討課題を提示する。

本研究の要点は以下の3点である。

第1に、「家庭又ハ其ノ他」における教育を就学とみなす制度の起源は、教育令の草案としての性格をもち1878(明治11)年に起草された日本教育令にさかのぼることができる。日本教育令の起草に中心的な役割を果たした田中不二麿の当時の教育理念を考慮すれば、当該制度には学校教育が普及していない地域における代替的な教育普及策としての側面だけでなく、保護者等による教育選択の自由を許容する側面が析出された。とりわけ元老院における教育令の審議過程では、家庭における普通教育の実施について教育行政による関与を抑制しようとしていたことが看取された。

第2に、代替的な教育普及策としての側面に着目すると、当該制度は正規の学校教育が受けられない児童に対して特別な教育課程を編成し学習機会を保障する制度上の根拠として機能していた。近代学校教育の制度化に伴い、正規の学校教育が受けられない児童を対象とした「其ノ他」における教育が適宜実施されていた。このような特別な教育課程は地方の状況に応じて編成され、文部省当局はそれらを許容していた。ただし、特別な教育課程や教育方法の編成は貧困対策としてだけではなく、財政難や地理的要因により学校設置が困難な自治体における正規の学校教育の代替措置としても実施されていた。

第3に、教育法制研究から関心が寄せられるように、小学校令第36条第1項但書は一部の保護者が自らの教育理念にもとづき学校教育を受けさせる代わりに家庭での教育を選択する自由を保障する規定としても用いられていたことが指摘できる。

2. 先行研究の検討

はじめに、学校教育法に関する通説的理解とそれに対する批判的な問い直しを経て、教育法制研究において戦前日本の「家庭又ハ其ノ他」における教育が注目されはじめた経緯を整理する。

従来、学校教育法は日本国憲法および教育基本法で示された教育を受ける権利や普通教育を受けさせる義務を保障するために制度化されたものと理解されてきた(天城1954; 平原1978; 鈴木2009)。このような見解は、教育の機会均等、単線型学校制度などを根拠に導かれている。また、こ

これらの通説的理解を支持する立場では、教育が兵役と納税と並ぶ「臣民の義務」として位置づけられた戦前の教育法制からの権利義務関係の転換と、戦後教育法制の民主主義的性格が強調されてきた。

他方、学校教育法に対する上記の理解には批判的検討の余地があることも示されてきた。制定過程における制約から、学校教育法には戦前の教育法令の引き写しがみられることが当時の政策立案者の証言として残されている(安嶋1987)。また、1941年(昭和16年)に公布された国民学校令における就学規定は、学校教育法における規定とほぼ一致することも既に指摘されている(平原1978)。しかしながら、戦前戦後における教育制度の断絶が強調されてきたため、具体的な規定に関する戦前戦後の連続あるいは断絶、そしてそれぞれのもつ意義は十分に問われてこなかった。

ところが、1970年代以降の長期欠席児童生徒数、とくに不登校児童生徒の出現と増加を契機として、日本国憲法・教育基本法・学校教育法を一体としてとらえる義務教育制度に関する通説的な理解に対して批判的な問いなおしが行われ始めた。1980年代から不登校児童生徒の居場所や学習機会を保障してきた奥地圭子は、子どもの権利条約や日本国憲法および教育基本法の理念を具体化する方策として、学校教育に限定されない多様な子どもの学習機会の保障と制度化に務めてきた⁴。また、不登校児童生徒への対応について、渡部(2009)は不就学対策として実施されてきた就学援助や強制的な就学督促には限界があるとして、権利論から学習者の必要性に応じた就学制度の構想を提示している⁵。また、近年では憲法学説においても、一定の条件を満たす場合には学校教育の代替となる家庭教育の選択が積極的に評価されている(米沢2008)。問題はその「一定の条件」が何かであり、学校外における普通教育の実施はその可否を問う段階から制度設計の段階へと移行しつつある。

そして、その制度設計の参照先のひとつとして戦前日本の就学義務制度が注目され始めている。結城忠は、日本における不登校児童生徒の社会問題化を念頭におき諸外国の義務教育制度を分類し、日本の就学義務制度の史的変遷を分析している。そのなかで、結城は1900(明治33)年に公布された小学校令第36条第1項但書において、保護者には子を学校へ通わせる代わりに義務教育として「家庭又ハ其ノ他」における教育を選択することができていた史実を指摘し、親の教育権を履行する手段の多様性という視点から当該制度に注目している(結城2007;2012)。中川明も同様に、国民の教育を受ける権利と学校教育法に規定される就学義務制度の安易な接続を批判的にとらえ、保護者の教育選択の自由を現行教育法制下で実現する立場から当該制度に注目している(中川2013)。さらに、雪丸武彦は日本における義務教育制度の時期区分に関して当該制度に注目している。学校外教育による義務教育の実施が法制上容認されているか否かに着目すれば、戦前戦後の区分ではなく小学校令第36条第1項但書が廃止された国民学校令の公布を境とした時期区分が採用されうると述べられている(雪丸2009)。

ただし、これらの先行研究では、当該制度の運用実態が把握されないまま議論がすすめられている点に共通の課題がある。結城は当該制度が存在していた理由について就学率が低かった「当時の就学実態を考慮した現実的要請によるものであったことは、容易に推察できる」(結城2013:9)と述べるにとどまっているため、当該制度の成立過程や運用実態については言及されていない。したがっ

て、戦前日本では学校教育以外に「家庭又ハ其ノ他」における義務教育の修了が制度上可能であったという史実は共有されつつあるが、教育法制研究ではその実態はいまだ明らかにされていない。

この点について教育史研究の蓄積を参照すれば、小学校令第36条第1項但書は正規の学校教育が受けられない児童に対して特別な教育課程を編成し小学校卒業資格を付与する制度的根拠として活用されていたとされる。正規の学校教育が受けられない主な要因として、貧困および障害があげられる。

貧困を背景に不就学を余儀なくされた児童に対する教育に関する代表的研究として、子守学校の研究(長田1995)や長野県の製糸女工に対する教育に関する研究(花井1999)がある。子守学校や就労児童に対する特別学級(学校)の入学資格として、小学校令第36条第1項但書が活用されていたことが明らかにされている。また、花井(1999)は工場法の施行に伴う就労児童に対する教育の実施形態として3種類⁶あったこと示し、特別な教育を受け小学校課程を修了した児童の成績は正規の学校教育を受けていた児童に遜色ないことが示されている。

貧困を背景とする不就学対策のほか、戦前日本における低学力児を含む障害児に対する特別学級に関する研究として戸崎(2000)がある。戸崎(2000)は、低学力児を含む障害児に対する特別学級は正規の学校教育が制度化されるに伴い学習上の困難を抱える児童への教育的対応の一つとして成立したと指摘する。また、特別学級は障害児への教育的対応よりは学力問題への対応として問題化されたとし、このような特別学級は「成立期の明治期にだけ特徴的なことではなく、戦前の全時期を通して貫かれている」(戸崎2000:58)と述べている。

しかしながら、上記の教育史研究が対象としてきたのは特別な教育課程を実施する学校や工場等であったため、近年の教育法制研究の関心である小学校令第36条第1項但書が私教育の自由を認めるものであったのか否かについて十分に応える知見は得られていない⁷。そこで、本稿は戦前日本における「家庭又ハ其ノ他」における教育に関する序論的な考察として、「家庭又ハ其ノ他」における教育を就学とみなす制度の成立過程の再分析を行い、教育法制研究の関心と教育史研究の知見の接合を図るために今後追究されるべき検討課題を整理する。

3. 分析方法

本稿では、戦前日本における「家庭又ハ其ノ他」における教育を就学とみなす制度について、その成立過程の再分析と運用実態を明らかにするために以下の方法をとる。

第1に、教育研究史の蓄積を参照し、「家庭又ハ其ノ他」に関する制度の成立過程を記述する。本稿では、日本の教育法制史において学校外教育一般における普通教育の実施を就学とみなす制度の起源を教育令にもとめ、その制定過程を再分析する。

第2に、「文部省例規」を用いて「家庭又ハ其ノ他」における教育の運用実態を分析する。「文部省例規」とは文部省が地方に対して出した通牒に加え、地方からの伺・照会に対する文部省の指令・回答が実務上の資料として編纂されたものである。本稿では大空社により復刻された『文部省例規類纂』をもとに、地方教育行政機関が当該制度をいかに理解し運用してきたのか、そして、文部省は地方の運用に対していかなる姿勢を示してきたのかを把握する⁸。

第3に、娘を小学校に入学させる代わりに家庭での教育を選択した人物の講演録をもとに、昭和初期に保護者が自らの教育理念をもとに小学校令の規定を活用し家庭での教育を実施していたことを示す。本稿では河村幹雄(1886-1931)の長女忠子の教育選択について取り上げる。河村は1911(明治44)年に東京帝国大学卒業後、九州帝国大学に就任し、工学部長などを歴任した地質学者である。また、河村は地質学研究のほかにも国防、思想および教育問題に関して数々の論考を残している⁹。資料紹介をかね、本稿では講演録をもとに河村が娘を小学校令第36条第1項但書の規定に従って家庭での教育を選択した経緯を検討する。

4. 教育令制定過程の再分析

本節では戦前日本の教育行政に関する先行研究に依拠しつつ、「家庭又ハ其ノ他」における教育を就学とみなす制度の変遷に対象を限定して議論を進める¹⁰。

正規の学校外での教育を就学とみなす規定は、1872(明治5)年発布の学制までさかのぼることができる¹¹。ただし、小学校令第36条第1項但書にみられる学校外教育一般を就学とみなす規定の起源は、1879(明治12年)公布の教育令第17条に求めることができる。教育令第17条には「学校ニ入ララストモ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学トナスヘシ」と規定されている。また、同規定に対し認可制を導入し、試験による課程修了を認める制度も1880(明治13)年公布の教育令において導入されている。この点で、小学校令に継承されている就学義務制度の起源として教育令に着目するのが妥当であると考えられる。表1をもとに、教育令の制定過程を再分析する。

表1 教育令の制定過程

西暦(和暦)	関連事項
1876(明治9)	3月22日：田中が米国百年期博覧会に参加。
1877(明治10)	1月：帰国後、田中は文部省内に教育令取調会を設置。
	5月以降、教育令取調会が設置され全国の各大学区を巡視。
1878(明治11)	5月14日：文部省は日本教育令を太政官に上奏。
1879(明治12)	2月20日：法制局は条文を修正し、再び太政官に申送。
	4月22日：教育令布告案が元老院の議定に付される。
	5月20日：元老院における審議開始。
	6月25日：元老院における審議終了。
	7月19日：教育令布告案閣議決定。
	9月29日：教育令公布。

(出所) 文部省(1972)・倉澤(1975)をもとに筆者作成。

教育令の原案となる学制改革案には、文部大輔田中不二麿が中心的な役割を果たした日本教育令と学監モルレーが提示した「学監考案日本教育法及同説明書」がある。

教育令の起草に中心的な役割を果たしたのが文部大輔田中不二麿であるとされている。それは、

当時文部卿の交代が不在が相次ぐなか、田中が文部省の責任者として学制の実施および教育令の起草を主導したためである。

田中は米国百年期博覧会から帰国した1877(明治10)年に文部省内に教育令取調会を設置し、各大学区の学事調査を開始した¹²。そして、翌年には教育令の原案となる日本教育令が太政官に上奏されている。

日本教育令は全78章から構成される。その第32章には「学校ニ入学セスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アル者ハ就学トナスヘシ」と規定されており、教育令第17条と同一の規定と理解することがきる。同規定が組み込まれた背景には、田中が二度にわたって行った海外の学事調査が影響していると想定される。

最初の諸外国の学事調査として、田中は1871(明治4)年に岩倉遣欧使節団に文部省理事官として同行した。この調査結果は1873(明治6)年9月に上奏された『理事功程』に記されている。

『理事功程』では学制で模範とされたフランスの中央集権的教育制度と並んで、田中はアメリカの自由主義的な教育制度を高く評価していた。マサチューセッツ州以外では「欧羅巴各国ノ如ク父母タル者ヲシテ必ス其子女ヲ学校ニ出スヘク督促スル厳法ヲ用ヒスト雖モ人々亦不学ニシテ人ノ下ニ居ルヲ恥チ敢テ自ラ怠ラス是乃チ合衆国一種ノ習俗ニシテ実ニ民心ヲ以テ学法トスル者ナリ」とし、「蓋シ学法ヲ設ルノ意タル厳ヲ以テ迫ランヨリハ寧口寛ニシテ各自自ラ奮起セシムルニ如カスト」評価している(田中1873巻1:1-2)。

その後、田中は1876(明治9)年に米国百年期博覧会へ参加し再び諸外国の教育制度について調査を行っていた。このときの調査結果は『米国百年期博覧会教育報告』、『米国学校法』として文部省から刊行されている。

『米国百年期博覧会教育報告』は、アメリカを中心とした諸外国の教育制度の概要が紹介された報告書である。一方、『米国学校法』は田中らが入手したアメリカ各州の州憲法および教育法規を編集翻訳したものである。同書は教育令公布前の1879(明治11)年に公刊され、教育令の原典を示す意図があったと推察されている(井上1991)。井上(1991)は日本教育令における教員資格や就学期間に関する規定は『米国学校法』が参照された形跡があり、『米国学校法』は田中が日本教育令を起草するにあたり参照した有力な資料のひとつであったと指摘している。そして、日本教育令第32章に類似する規定が、以下の通り『米国学校法』において確認された。

アーカンソー州憲法第9条

第6節 無謝学校ヲ開キ一年間ニ三月以上教育ヲ施シタル邑若クハ学区ニ非ザレバ其年ノ学校資金ノ配分ヲ受クルト能ハス州議院ハ法律ヲ設ケ心身完全ノ子女ヲハ歳五歳ヨリ十八歳マテニ満三年間必ス公立学校ニ就学セシム可シ但シ他処ニテ教育ヲ受クル者ハ此限ニ非ス(下線:筆者)(フランクリン・ビーホー編(田中不二磨訳)1878巻七:16)。

カリフォルニア州「子女教育ノ権利ヲ伸長スル法令」1節

齡八歳ヨリ十四歳ニ至ル子女アル本州内ノ父母、後見人又ハ其他ノ人ハ千八百七十四年七月一日ヨリ毎学歳中各府、各府-郡、若クハ各学区ニ於ケル公立学校ノ教授日数ノ中少ナクトモ其三分ノ二ニ当ル日数タケハ必ス其ノ子女ヲ学校ニ送り且ツ少クトモ十二週間ハ連日昇校シテ間断無カラシム可シ但シ其子女ノ心身虚弱ニシテ昇校ニ耐エサルカ若クハ其課程ノ時間勤学スル能ハサルカ或ハ父母後見人貧困若クハ疾病ニ罹ルカ或ハ其子女本州初等学校ニ於テ教授スル所ノ諸学科ヲ私学校若クハ家内ニ於テ受業(ママ)スルカ(下線:筆者)或ハ既ニ其諸学科ニ頗ル練熟シタルカノ趣ヲ証明シ父母後見人等其住居スル土地ノ教育局或ハ学区取締ノ免許ヲ得レハ昇校セスト雖モ妨無シ(下線:筆者)(フランクリン・ビーホー編(田中不二磨訳)1878巻一:85-86)。

上記引用箇所の下線部より、田中が参照したと想定される米国の一部の州では、就学義務制度の但書として「他処ニテ教育ヲ受クル者」や「私学校若クハ家内ニ於テ」教育を受ける機会がある家庭に対しては、学校教育を強制しない規定が存在していたことが指摘できる。カリフォルニア州教育法では、学校外において「初等学校ニ於テ教授スル所ノ諸学科」が私立学校もしくは家庭において教授できる場合、さらには「既ニ其諸学科ニ頗ル練熟シタルカノ趣ヲ証明」ができる場合には、子どもを通学させないことを認めている。この規定と同様の内容を「他処ニテ教育ヲ受クル者」として包括的に規定したのがアーカンソー州憲法第9条である。これは日本教育令第32章の「学校ニ入学セスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アル者」に符合している。したがって、少なくとも田中らは当時のアメリカにおける教育法令の翻訳過程で上記の規定を把握していたと推定される。

他方、学監モルレーが提示したのが「学監考案日本教育法及同説明書」である。「学監考案日本教育法及同説明書」と日本教育令には共通点も指摘される(倉澤1975)。しかし、「学監考案日本教育法及同説明書」は学制の部分的修正にとどまり、田中らが起草した日本教育令には採用されなかったとみられている(土屋1962;金子1967)。同法案では就学義務についても学制と同様に「政府ノ目的ハ一般人民ノ為ニ初等教育ノ設ヲナシ且其就学ヲ督促シ」(明治文化資料叢書刊行会編1975:77)と、児童の就学督促を奨励し学校教育以外の教育方法としては教員による巡回教育のみが規定されている¹³。したがって、学校外における普通教育を就学とみなす規定は、モルレー案ではなく『米国学校法』を参照した田中らによって採用されていたと推定される。

日本教育令は1878(明治11)年5月14日の太政官への上奏から翌年9月29日の教育令の公布にいたるまで、大きく二度の修正を経て教育令として公布された。

一度目の修正は、文部省が太政官に上奏した直後に法制局長官伊藤博文によって行われた。伊藤は日本教育令を「時勢ニ適当難致候条モ有」として、これを大幅に修正した¹⁴。修正を必要とした「時勢」として西南戦争による民力休養・民費削減策とそこから生じる財政難、三新法の制定に伴う学区の解体という行政区画をめぐる問題、さらには農民一揆を含む自由民権運動の激化への対応があげられている。ただし、伊藤による修正案において、上述の日本教育令第32章の規定は修正されるこ

となく教育令第16条に継承されている。

伊藤による修正を経て元老院に附された教育令布告案は、1879(明治12)年5月20日より第136号議案として審議が開始された。同審議会は28名の議官から構成される。この議官なかに日本教育令の起草にあたった田中をはじめ、田中とともに学制改革にあたった辻新次も内閣委員として参加している。元老院における審議は、条文の読み上げが行われた第一読会、逐条審議および逐条議決が行われた第二読会、最終議決が行われた第三読会にわかれ、計8回開催された¹⁵。

二度目の大きな修正は、第一読会終了後に行われた。第一読会において、「本会ニ於テ委員ヲ選ミ其修正成ルニ及ンテ第二読会ヲ開キ反復熟議ニ付スル」(明治文化資料叢書刊行会編1975:106)のために、議官3名からなる附託委員会が設けられた。このとき、委員の一人に田中不二磨が選出されている。附託委員による修正案において先の教育令第16条は、「学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ」として、表現の微調整を経て第17条に継承されている。

附託委員による修正案をもとに、6月6日より第二読会が開始された。第二読会における審議過程は次のとおりである。まず、書記官が審議対象となる条文を読みあげる。そして、それに対して質疑や反論が生じ、かつ、それに賛同する議官が1名以上いた場合、議長は議官に対し当該規定に関する議論を求める。その後、議官らの多数決を経て条文が可決ないしは否決される。

附託委員による修正案第17条は、6月19日の第二読会において審議および議決された¹⁶。修正案第17条の審議過程は以下のとおりである(明治文化資料叢書刊行会編1975:132)。

○書記官 左ノ案ヲ朗読ス

第17条 学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

全員悉起立

○議長 全会一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

上記のとおり、学校外における教育を就学として認める規定は、議官の満場一致により可決されていた。また、修正案第17条のみならず1879(明治12)年公布の教育令の特徴のひとつである就学期間の大幅な短縮を認める第14条も、議官の満場一致により可決されている。

この日の審議には、学制を廃して教育令を公布することに終始反対した佐野常民も出席していた。したがって、1878(明治11)年当時、元老院では就学期間の短縮や学校外教育による就学は一切争点とはなっていなかったと推察される。

家庭等における普通教育の実施に関する政策立案者の認識は、翌年の教育令改正過程における審議から読み取ることができる。1879(明治12)年公布の教育令は、地方における就学奨励を減速させたとして、政府による教育への干渉強化を目的として1880(明治13)年に改正された。このとき、教育令第17条も家庭で普通教育を実施する際は郡区長の認可とともに、試験を受けさせることが新たに明記された¹⁷。

同規定の改正理由は、当時の文部卿河野敏謙が1880(明治13)年12月9日に「教育令改正ヲ上奏スルノ議」とともに太政官に提出した「改正教育令制定理由」に示されている。

児童ヲシテ学校ニ入ラシメ若クハ巡回授業ニ就カシムル所以ノモノハ他ニアラス其主眼唯普通教育ヲ受シムルニアルノミ故ニ此等ノ手段ヲ除クノ外別ニ普通教育ヲ受ケシムルノ途アル例ハ家庭ニ於テ児童ヲ教育スル者ノ如キハ亦之ヲ許ササルヲ得ス(下線:筆者)然リト雖トモ之ヲ以テ口ニ籍キ以テ就学ノ責ヲ塞カントスルモノノ如キ或ハ其無キヲ保ツ可カラス是ノ如キハ則チ豈至当ノ監制ヲ為ササルヲ得ンヤ而シテ現行ノ令ニハ此事ヲ欠ケリ是レ今回ノ改正ニ於テ初ニハ郡区長ノ認可ヲ經セシメ又時時試験ヲ為シテ以テ其効ヲ監スル所以ナリ(教育史編纂会編1964:184-185)。

上記より、児童に学校教育や巡回教育を受けさせる理由はあくまで普通教育を受けさせることであり、当時の文部卿は普通教育を受けさせる手段を持つ家庭に対しては家庭における普通教育の実施を「許ササルヲ得ス」としている。したがって、政府が干渉する必要があるととしても一定水準を満たす教育が行われるのであれば、教育の場は学校に限定される必然性がないことが示されている。

また、1880(明治13)年の元老院における教育令改正過程では、誰が家庭等における普通教育の実施を許可するかが争点となっていた。この議論からは、当時の政策立案者が学校や巡回教育以外の手段による普通教育の認可を教育行政から独立させようとしていた、つまり、公教育制度の一部に私教育の自由を保障する意図があったことが読み取れる。

学校や巡回教育以外の手段による普通教育の認可主体に関する議論は、箕作麟祥による問題提起を発端とした。箕作は学制の起草委員長を務め近代教育制度の構築に重要な役割を果たした人物である。その箕作は、「学務ヲ管知シ最モ学事ニ緊要ナル関係ヲ有スル者ナレハ本案ノ事件(=学校や巡回教育以外の手段による普通教育を受けさせる際の認可:注筆者)ト雖モ亦之(=学務委員:注筆者)ニ委スルハ理ノ当然ルヘキ所ナリ」(明治文化資料叢書刊行会編1975:160)とし、その認可主体は郡区長ではなく学務委員に改めるべきと述べた。この箕作の意見に対し津田真道と神田孝平が賛成したことをうけ、議長は議官の議論を求めた。

これに対し、文部卿河野敏謙は学務委員について「学ヲ好マス学事ニ関渉スルヲ欲セサル者ヲ以テスルノ情実ナレハ委員其人ヲ得ルハ最モ難シ」とし、「郡区長ノ如キヲ彼(=学務委員:注筆者)ニ比スレハ大ニ勝ルモノアル」(明治文化資料叢書刊行会編1975:160)と述べ原案を支持した。

また、住民の代表として性質をもつ学務委員が認可主体になった場合、河野は「町村人民ノ代理人タルヲ以テ妄リニ人民ノ便利ヲ是レ主トシ漫ニ情実ヲ酌量シテ或ハ認可スヘカラサルヲ認可スル」(明治文化資料叢書刊行会編1975:161)おそれがあること指摘した。河野とは逆に、議官の一人である渡辺昇は「既ニ該委員(=学務委員:注筆者)トナレハ勢ヒ家庭教育ニテ足ル者ト雖モ強テ学校ニ入ラシメントスルモノアリ」(明治文化資料叢書刊行会編1975:161)として、就学奨励を担う学務委員が家庭における普通教育を過度に抑制するおそれがあると述べていた。

認可主体に関する議論に関連して、家庭での普通教育を否定することはできないとする意見が述べられていく。箕作の修正意見に賛成しながらも、津田真道は「家庭教育ナル者ハ敢テ不可ナリトセス何トスレハ富豪者ハ通常ノ小学教員ニ比スレハ反テ優等ナル教師ヲ自家ニ聘シテ其子弟ヲ教授セシムル等其類猶多キヲ以テナリ」(明治文化資料叢書刊行会編1975:161)と述べている。同じく、1879(明治12)年の教育令制定に携わった一人である九鬼隆一も「蓋シ本案ノ趣旨ハ家庭教育ト雖モ固ヨリ敢テ不可ナリト為スニ非ス」(明治文化資料叢書刊行会編1975:161)としている。

以上の議論を経て最終的に箕作に賛成した者は3名にとどまり、箕作による修正案は棄却された。

1880(明治13)年の教育令改正過程における議論より、家庭における普通教育の実施に関する認可が学務委員ではなく郡区長とされた背景には、学校への就学を奨励する教育行政からの独立を目指すものであったことが指摘できる。さらに、当時の家庭における普通教育を容認する根拠として、富裕層が小学校教員よりも優秀な教師を家庭に招いて教育を受けさせている事例が少なくないことが指摘され、当時の普通教育としての家庭教育支持論者のなかには、旧習への回帰や身分制時代の特権的自由を保障する意図があったと推察される。

しかし、当時の文部省当局は家庭における普通教育の実施に批判的であった。この点について、1882(明治15)年に開催された「学事諮問会」における資料をもとに当該制度に対する文部省当局の認識を確認する。

「学事諮問会」とは「第二次教育令に基く各府県での教育制度改革が一段落した1882(明治15)年11月から12月にかけて、その施行状況とそこでの問題点を文部省当局者が諮問聴取し、併せて文部省側からその政策方針を説明するために、全国各府県の学務課長・県立学校長らを同時に東京に召集して開催した会議」である(佐藤1979:5)。そして、文部省が「学事諮問会」において政策意図を示した資料が通称「文部省示諭」である。「文部省示諭」における教育令第17条に関する解説は、「近代日本の家庭教育と学校教育との関連問題の、最初の出発点を示すもの」(佐藤1979:18)として位置づけられている。以下では、文部省当局による家庭における普通教育(=「家庭教育」)に関する説明を「文部省示諭」に記された順に整理する。

「文部省示諭」では、はじめに「家庭教育」の定義が示されている。「家庭教育」とは教育令第17条のとおり「学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授クルモノ」の総称とし、「学校教育ニ対スルノ称ニシテ必シモ一家団欒ノ間ニ行フ所ノ教育ヲ指スニ限ラサルナリ」(国立教育研究所第一研究部教育史料調査室1979:59)と説明され、学校教育の補完としてではなく、学校教育と対比される普通教育の実施形態の一つとして家庭教育が位置づけられている。

つぎに、学校教育と「家庭教育」のそれぞれに対する評価がなされている。「文部省示諭」では、学校教育と比して「家庭教育」には弊害が多いと指摘されている。「其利害得失ヲ異ニシ概シテ之ヲ論スヘカラスト雖モ」(国立教育研究所第一研究部教育史料調査室1979:59)と断りつつも、「家庭教育」は次のように評価されている。

家庭ニ於テ教育ヲ受クル児童ハ日常其親近スル所ノモノ唯其父母兄弟ニ止マルヲ以テ概ネ寡聞

ニシテ自己ノ腦力十分ニ發達スルノ機会ヲ得サルノミナラス己レノ力ヲ秤量スヘキ尺度ナキヲ以テ其得所寡少ナルモ自ら之ニ満足シ動モスレハ傲慢心ヲ生セシムルノ憂アリ(国立教育研究所第一研究部教育史料調査室1979:59)。

このように、元老院における議論とは対照的に、文部省当局が「家庭教育」を積極的に推奨していたとはいえない。しかしながら、「若シ父母後見人等修身ノ教育其他ノ望アリテ其児童ヲ自ら教授セント欲スルカ又ハ他ニ師ヲ撰ヒテ之ニ從学セシメント欲スルモノアルニ於テハ法令又之ヲ禁セス其情願ヲ許スコトアルヘシ」(国立教育研究所第一研究部教育史料調査室1979:60)と述べられている。すなわち、文部省当局は法令上「家庭教育」が禁止されていないことを根拠に、「修身ノ教育其他ノ望」がある父母後見人による「家庭教育」の選択を許容している。この点から、「家庭教育」に対する学校教育の優位性を認めながらも、当時の文部省は「家庭教育」を保護者等の選択の問題として認識していたことが推察される。

以上の教育令の制定および改正過程の検討から、家庭における普通教育の実施を許容する制度には、教育普及策としての側面と保護者の教育選択の自由の両面が析出できる。とりわけ元老院における議論では、富裕層による学校教育からの離脱の自由を容認する意図が含まれていた。この点は「学事諮問会」における文部省当局の説明では言及されていない。ただし、文部省当局は法令上容認せざるをえないという立場から、「家庭教育」に対して批判的な姿勢を示しながらも一定の規制を加えることで制度を維持していた。

また、元老院における審議では、家庭における普通教育の実施を認可する主体について論争があったことが確認された。1880(明治13)年公布の教育令において「家庭教育」の認可主体が学務委員ではなく郡区長とされた背景には、学校への就学を奨励する学務委員から「家庭教育」の自律性を保障する意図があつと推察される。

以上より、1900(明治33)年公布の小学校令第36条第1項但書にみられる「家庭又ハ其ノ他」における教育を容認する義務教育制度の起源には、普通教育の奨励策としての側面と保護者による教育選択の自由を容認する側面の両面が内包されていると指摘できる。

5. 「家庭又ハ其ノ他」における教育の運用実態

5.1. 「文部省例規」にみる制度運用

本項では「文部省例規」を参照しながら小学校令第36条第1項但書に規定される「家庭又ハ其ノ他」における教育が地方教育行政機関によっていかに活用されていたのかを把握する。

1890(明治23)年公布の小学校令に伴い制定された諸規則(「小学校教則大綱」や「学級編制等ニ関スル規則」)の特定に伴う学校教育の制度化がすすむにつれ、正規の学校とそうでない教育機関との境界が画定されてきた。それは同時に、正規の学校教育では学習機会が保障されえない児童が生み出されることを意味する。小学校令以降の「家庭又ハ其ノ他」の教育は、先行研究が指摘するとおり、正規の学校教育が受けられない児童に対して学習機会を保障する制度上の根拠として活用されてい

たことがうかがえる。

本稿では「家庭又ハ其ノ他」における教育のうち、自治体の財政的・地理的要因による訪問教育の実施、家庭の経済的理由による就学猶予・免除者を対象とした特別教育、さらに義務教育年限延長への対応の3点を取り上げる。

5.1.1. 自治体の財政的・地理的要因による訪問教育の実施

小学校令に規定される「家庭又ハ其ノ他」における教育が、財政的・地理的要因によって学校が設置できない町村が巡回授業を実施するために活用されていた事例として、1899(明治32)年6月9日付の長野県照会「一町村山間僻在ノ地ニ於ケル学齡児童就学ニ関スル取扱方」を取り上げる。以下、長文ではあるが「家庭又ハ其ノ他」における教育の運用実態の理解に有益であることから、照会および回答の全文を引用する(文部大臣官房文書課1987:210)。

○一町村山間僻在ノ地ニ於ケル学齡児童就学ニ関スル取扱方
(明治三十二年六月九日 甲三收一〇九三号 長野県照会)

学齡児童就学ノ儀ニ付左記ノ事項聊疑義ニ涉リ候條御省議折返シ御回示有之度此段及御照会候也

- 一 一町村山間僻在ノ地ニ在リ其各部落本校ヲ距ルー里以上三里内外ニ三々五々散点シ戸数十戸若シクハ貳拾戸ノモノニアリテハ此等部落ノ児童ハ通学スル能ハサルハ勿論町村ノ資力各部落ニ分教場ヲ設クル能ハス校令第二十八條ニ依リ他ノ町村ト学校組合ヲ設ケントスルモ隣接ノ町村タル又前述ノ次第ニシテ到底就学ノ途ナキ場合ニ於テ各部落ノ者申合セ相当資格アル教授者ヲ聘シ児童ヲ教育スル場合ニハ校令第二十二條家庭又ハ其他ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシメントスルトキハ其市町村長ノ許可ヲ受クヘシトアル其他ノ内ニ包含スルモノト認メ差支無之哉(下線:筆者)
- 一 前項差支ナシトセハ町村ハ町村長ノ許可ヲ受ケ部落ニ於テ教育スルモノアル場合ニ其部落カ費用ノ負担ニ堪エサルト認メタルトキハ假令箇人ニ補助スルカ如キ嫌アルモ町村費予算ニ教育補助費ノ款設ケ相当ノ補助ヲ決議スルモ差支無之哉
- 一 右ノ方法ニ依リ尋常小学校ノ教科ヲ修ムルモノハ町村長ノ許可ヲ与フルト同時ニ就学者ト見做シ又試験ノ上卒業証書ヲ与フルトキ(明治二十七年文部省訓令第一号ニ依リ)等学事統計ニ関シテハ総テ尋常科就学者又ハ卒業者ト見做シ町村立学校生徒ト同一ニ取扱差支無之哉

右普通学務局回答

(明治三十二年六月二十四日 亥普甲一一二七号)

六月九日付以テ御照会相成タル学齡児童就学ニ関スル疑義ノ件ハ総テ御見込ノ通ニテ差支無之ト存候此段及御回答候也

上記照会の概要は次のとおりである。

第1項では、山間の僻地に位置するとある村落には、児童が通える距離に小学校が設置されていない。また、小規模の集落が散在しているため、財政的な事情により小学校や分教場の設置が容易でもない。さらに、集落間に地理的な隔りがあることから、小学校令第28条にある組合立小学校の設置も困難な状況にある。そこで、村落間で申し合わせ「相当資格アル教授者」を招いて児童を指導する場合、小学校令第22条の「其他」に含まれるか否かが問われている。

第2項では、小学校令第22条の「其他」における教育として認められる場合、集落が費用の負担ができない場合は個人への補助を「教育補助費」として町村で予算を設けることの可否が問われている。

第3項では、町村長の許可を得て訪問教育を受ける児童は就学者とみなし、試験を受けさせ卒業証書を与える際には、学事統計上は尋常小学校児童と同様に扱うことの可否が問われている。

この長野県照会に対し、文部省は「総テ御見込ノ通」として一切の指導を行っていない。

教育令においては教員による巡回授業が普通教育の実施手段としてみなせることが明記されていた。しかし、公立学校ないしは公立学校に「代用スル私立学校」への就学を原則とする小学校令第22条では、巡回授業に関する規定は存在していない。したがって、この長野県照会は教育令期における地方の教育慣習を小学校令下で実施可能かが再確認されているものと読むことができる。小学校令第25条および第28条より、市町村に学校の設置義務が課せられていた。しかしながら、財政的要因や地理的要因から学校設置がままならない地域では依然として巡回授業が必要とされ、巡回授業を実施する制度上の根拠が「家庭又ハ其ノ他」における教育に求められていたことが読みとれる。

5.1.2. 就学猶予・免除児童を対象とする「特別教授」

先の長野県照会とは対照的に、家庭の経済的事情から学校教育を受けられない児童に対する救済措置として「家庭又ハ其ノ他」における教育が実施されている。この様子は、1900(明治33)年10月20日付の群馬県伺「学齡児童特別教授方」から読み取ることができる(文部大臣官房文書課1987: 277-277)。

○学齡児童特別教授方

(明治三十三年十月二十日 学発二三七号 群馬県伺)

学齡児童保護者貧窮ノ為メ其ノ児童ノ就学ヲ猶予又ハ免除スルコトハ可成之ヲ避クヘキ儀ニ候ヘトモ尚事情不得止者ニ対シテハ之ヲ許可セサルヲ得サル次第ニシテ其ノ児童ヲシテ遂ニ無教育ノ民タルニ終ラシムルハ国家ノ将来ニ考ヘテ深ク憂フヘキコトニ有之然ルニ市町村ノ特志(ママ)ヲ以テ右ノ如キ就学義務ノ関係ヲ離レ居ル者ニ対シ或ハ一日一二時間或ハ一週三四日或ハ一年ノ某時期ヲ以テ特別ノ教授ナスノ方法ヲ立ツル場合アルモ凡テノ点ニ於テ一定ノ法規ヲ以テ律スヘカラスシテ到底学校トシテ取扱フノ程度ニ至ラス而カモ其ノ間ニ於テ間々成績佳良ノモノヲ出スコトナシト謂フヘカラス此等児童ノ特別教授ハ元來任意的ノモノニ有之候ヘ共小学令第三十六條第一項但書ノ者ニ準シ小学校令施行規則第八十六條ノ試験ヲ適用シ成績ノ佳ナル者ニハ尋常小学校卒業ノ認定ヲ為シ得ル様致候ハ、幾分ノ監督モ相付キ自然彼ノ無教育ニ終ルヘキ数多ノ児童ヲ救ヒ得ヘキ一方向ト被存候(下線：筆者)ニ付右様取計候モ不苦候哉至急御指揮相成度此段候候也

右普通学務局通牒

(明治三十三年十一月十二日 子普甲二八〇〇号)

本年十月三十日(ママ)学発第二三七号ヲ以テ児童特別教授ノ件御伺相成候處一旦就学ノ免除又ハ猶予ヲナシタル者ニ施行規則第八十六條ヲ適用スルハ妥当ナラス依テ御伺ノ如キ特別ノ教授ヲ受ケ得ル者ニ候ハ、就学ヲ猶予若クハ免除セスシテ小学校令第三十六條第一項但書ニ依リ市町村長ノ認可ヲ受ケ其特別教授ヲ受ケシメラレ候方可然ト存候本件ニ対シテハ別ニ指令不相成候條此段及御通牒候也

上記伺より、群馬県には市町村の有志によって保護者の経済的理由により就学猶予・免除を受けている児童に対して「特別ノ教授」が行われていた。しかし、この「特別ノ教授」に対する法的整備がないため、小学校令第36条第1項但書に準じて小学校施行規則第86条¹⁸のとおり試験を受けさせ、成績優秀の児童には尋常小学校卒業の認定をなしうるかについて伺いが立てられている。保護者の貧窮により就学の猶予・免除を受けざるを得ない児童を「無教育ノ民」にしてしまうことへの危惧から、制度的な裏付けのない自発性にもとづく教育を制度上評価しえるかが問われている。

この伺に対し、文部省は「特別ノ教授」を受けている児童は、就学の猶予・免除を解除したうえで小学校令第36条第1項但書にしたがって市町村長の許可をうけるよう勧めている。ただし、伺にあった「特別ノ教授」を受けている児童に「家庭又ハ其ノ他」における教育としての認可を受けさせることについては、文部省は特段の指示を出していない。

『群馬県教育史』をもとに、上記の例規以降の群馬県における「特別教授」の実施状況を整理する。

群馬県では1907(明治40)年の小学校令改正に伴う義務教育年限の延長により、就学率および出席率が低下していた。これをうけ、1911(明治44)年6月に「四大教育方針」(教育に関する訓令甲第三十七号)が出された¹⁹。不就学児童に対しては、町村長をはじめ学務委員や学校長らの家庭訪問

による就学督励が行われたほか、保護者を役場に召喚することもあったとされる。他方、貧困等を背景とする不就学対策として、経済的支援や学習機会の保障を通じた就学率の向上が試みられた。その方法のひとつに、「学齢児童保護会」による「特別教授」の実施が掲げられている。

「学齢児童保護会」は1904(明治37)年ごろより設置されはじめた「貧困ノ為メ就学又ハ出席モ能ハサル学齢児童ヲ保護シ義務教育ヲ完了セシムルヲ以テ目的トスル」団体である。町村単位で設置され、貧困世帯の児童に対する学資の支給や学用品の補助といった経済的支援が行われていた。また、経済的支援だけでは就学できない学齢児童や学齢期を過ぎた不就学者に対しては「特別教授」が実施されている。そして、「この特別教授は小学校令第三六条第一項のただし書きによって行われたもので、該当児童は市町村長の認可によって編入され、修了の認定も市町村長が行うものであった」(石淵1974:20)とされている。

また、「特別教授」は小学校を中心として工場、さらには民家においても開設され、群馬県全域に普及していた。この「特別教授」を受けている児童数は1916年(大正5年)に6,555名であり、先の記述よりこれらの全児童が「家庭又ハ其ノ他」における教育の認定を受けていると想定される。

5.1.3. 義務教育年限延長への対応

義務教育年限の延長に伴い、群馬県のみならず「特別教授」の需要が高まっていた。1907(明治40)年に改正された小学校令では、義務教育年限が4年から6年へと延長された。義務教育年限の延長は従来から義務教育課程を中途退学せざるをえない児童や、そのような児童を抱える地域に対してさらなる負担を求めることを意味する。以下に示す高知県伺は、義務教育年限の延長への対応策として、出席に堪えない児童に対する「特別教授」を実施する可否が問われている(文部大臣官房文書課1987:736-737)。

○尋常小学校特別教授施行

(明治四十三年八月三十日 発第一三九三号 高知県伺)

小学校義務年限延長ノ結果学齢児童中尋常小学校第四学年修了後ニ至リ貧困ノ事由ニ依リ往々欠席者ヲ出シ種々督励ヲ加フルモ実行ヲ擧ケ難キ遺憾有之候殊ニ本県ニハ特殊部落多ク如上ノ状況ハ概シテ該部落ニ於テ之ヲ見ル次第ニ(下線:筆者)候就テハ嚴重ナル監督ノ下ニ左記ノ方法ヲ施行シ是等児童学習ノ途ヲ開キ実行ヲ擧ケ候様致度候條何分ノ御指揮相成度此段相伺候也

- 一 尋常小学校第四学年ヲ修了シタル学齢児童ニ付就学猶予ヲ申立タルトキハ郡市長ニ於テ正則ノ教授ヲ受ケ難シト認ムル者ニ限り当該学年ヲシテ特別教授ヲ行ハシムルコトヲ得
- 二 特別教授ノ修業期間ハ二箇年トス但シ年齢満十二年以上ノ者ニ就テハ六箇月迄ニ短縮スルコトヲ得

- 三 特別教授ハ放課後又ハ夜間其ノ他便宜ノ時間ニ之ヲ施行シ其ノ毎週教授時間数ハ十二時以上トス
- 四 郡市長ニ於テ土地ノ情況ニ依リ特別教授ヲ施行セシムル必要アリト認ムル学校ニ就テハ豫メ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

右普通学務局通牒(明治四十三年九月二十一日 戌高普六五号)

本年八月三十日発第一三九三号ヲ以テ小学校特別教授施行ノ件御伺出相成候処右ハ特ニ聞置カレ候條御了知相成度依□(一文字不明)此段及通牒候也

追テ本文施行ニ就テハ事情不得止者ニ限り収容セシメラレ度尚施行方法第二項中『二箇年』ヲ『二箇年以上』ニ『六箇月』を『一箇年』ニ御訂正ノ上御施行相成度此段申添候也

上記の伺では、尋常小学校4学年修了後に貧困による欠席者が多く、とりわけ「特殊部落」における児童に欠席が多いと述べられている。そして、この「特殊部落」において「嚴重ナル監督」のもとで「特別教授」を実施することの可否が問われている。この伺に対し、文部省は休業期間の延長を求めているが、「事情不得止者」に限り「特別教授」の実施を認めている。

この高知県伺の文面では、「家庭又ハ其ノ他」における教育として「特別教授」が実施されているかは定かでない。ただし、「特別教授」の対象が義務教育段階の児童であること、そして、先の群馬県における「特別教授」の実施例から、高知県で実施される「特別教授」もまた「家庭又ハ其ノ他」における教育として実施されていたと推察される。

「文部省例規」にみる戦前期日本における「家庭又ハ其ノ他」における教育の運用実態は、教育史研究によって明らかにされてきたとおり、自治体の財政難や貧困等の理由から正規の学校教育が受けられない児童に対して「特別教授」を実施する際の制度的根拠として活用されていた。「家庭又ハ其ノ他」における教育が実施される背景には、主に学校設置主体である自治体の財政的・地理的要因、家庭の社会的・経済的要因があげられる。また、国家による義務教育年限の延長の要請に対して、一部の地方では「特別教授」によって対応していたことも確認された。そして、群馬県における史実からは、大正期においても少なからぬ児童に対して小学校令第36条第1項但書の規定が活用されていたと推察される。

5.2. 保護者による教育選択の自由を保障する「家庭又ハ其ノ他」における教育

教育史研究において蓄積されてきた知見や前節の内容より、戦前日本における「家庭又ハ其ノ他」における教育は学校教育の制度化に伴い何らかの事情によって正規の学校教育が受けられない児童に対する特別な教育課程の編成を容認する制度上の根拠として活用されていたといえる。

しかし、小学校令第36条第1項但書に規定される「家庭又ハ其ノ他」における教育の実態を理解するためには、教育令の成立および改正過程で析出された教育選択の自由を容認する側面にも目を向

ける必要がある。本節では昭和初期に保護者が公立小学校への入学を否定し娘を家庭で教育させるために小学校令が活用されていた事例として、河村幹雄(1886-1931)の講演録を取り上げる。

河村幹雄は1886(明治19)年に北海道石狩国札幌郡に生れた。石狩国上川郡永山村東小学校に入学後、一家転居のため根室町花咲小学校転学する。花咲小学校高等科第2学年を修了後に東京市麹町区私立海軍予備校に入学した。同校を卒業後海軍志願生徒募集に応募するも、体格検査によって二度不合格となる。河村はその後1905(明治38)年に第一高等学校大学予科第二部に入学した。高等学校卒業後に東京帝国大学理科大学地質学科に入学し、東京帝国大学卒業後は九州帝国大学工科大学の講師、助教授を経て1919(大正8)年に工学部長に就任した。

河村は国防、宗教のほか教育についても数多くの論考を残している。とりわけ教育に関してはイギリスのパブリックスクールに範を求め、1学級30名の小定員の「家庭的構成の学校」における教育の必要性を訴えていた²⁰。また、晩年にあたる1930(昭和5)年に私塾「斯道塾」を立ち上げ、自身の教育理念を実践していた。

本稿で取り上げる長女忠子を小学校令第36条第1項但書の規定に従い家庭での教育を選択した経緯は、1929(昭和4)年4月8日に静岡県中泉高等女学校で行われた講演「現在の日本を救済するのは私立学校の使命なり」で説明されている。講演の内容から1929(昭和4)年当時に娘が10歳であったことから、娘を小学校へ行かせず小学校令第36条第1項但書の規定を活用し家庭の教育を選択したのは、およそ1926(昭和元)年あたりであると推定される。資料紹介をかね、長文ではあるが適宜引用する。

河村はもともと娘を高等女学校へ入学させる意図はなかった。「良い学校とは、よい生徒の育つ学校である。よい生徒とはよい日本人となる若者である。ところが今は前にも申した通り良い日本人を育てる学校が極めて少ない。私は長女(=忠子:注筆者)がまだ学齢にならない前から、此の子は女学校には入れまい、と思った。それは、今日普通にある高等女学校が甚だよくないからで、友人との話に、今日の女学校に入れる位なら女中奉公にやった方が遙かに人間らしい人間になる、などといっていた」(榎本編1980:204)。

その後、河村は高等女学校だけでなく、小学校への入学も疑問視しはじめる。

或る人は私が女の子を女学校へ入れない心算であると言う事を聞かれて、「あなたのお考えは至極尤もと思ひます、がさてお嬢さんが女学校へ入られる頃になりますと、やはり入れずには居られなくなりますよ」と言われた。「成程人情はそうしたものだろう。自分も其時に臨んだら存外意気地なく、世間並の習慣に引きずられるのかも知れない」と、思っていた。ところが附近の小学校へ通う世間の女の子供を注意して見て居りますと、入学当初はこれといって悪い所も見えないが、五六年時分になるともう女の子としては好ましくないと思わる風がポツポツ見えて来る事に気がついた。これを見て私は、「これはいけない小学校位は現在の学校教育でもよいと思っていたが、女の子には小学校もいけない、いっそ小学校へも入れまいか」と考える様になった(榎本編1980:205)。

「女の子としては好ましくないと思わるる風」が具体的に何を示すかは講演録では明らかにはされていないが、河村は高等女学校だけでなく娘を小学校へ通わせることさえも忌避しはじめていた。

そうこうする中いよいよ小学校へ入れなければならない年が来た。そこで色々考えた揚句断然意を決して小学校令第三十六条を適用して頂いて市長さんの許可を得た上、家庭で小学校教育をやる事にした。私も人の親であります。世間の子供が運動会だ、遠足だといって喜び勇んで出歩く様を見ては自分の子供も小学校へ通わせたいと思ったが、子供を不憫に思えば思う程入れる心にはなり得なかった(榎本編1980:205-206)。

結果として、河村は「断然意を決して」小学校令第36条第1項但書の規定を活用し家庭での教育を選択した。ただし、当初は小学校への入学を拒否し家庭教育を選択する予定がなかったためか、河村は小学校令の規定による家庭教育の選択には少なからず躊躇していた様子がうかがわれる²¹。

河村が小学校令第36条第1項但書の規定を活用し娘を家庭で教育するために、学務課長と交渉する際の様子が以下に述べられている。

此事を学務課長さんにお話しすると、「仰る通り今の学校は良くありませんが、それではお宅の御嬢さんは全く学校へはいらっしゃらない事になりますね。女学校はどうでも可い(いい)ですが小学校にも行かず全く学校というものを御存知ない事になりますが、それでもよいでしょうか」と多少不安な様に言われますので私は「日本の女子が今日のような学校教育を受けるようになってからおよそ何年位になりましようか。せいぜい、三、四十年来の事ではありませんか。然るに日本国は二千五百余年の久しい間立派に続いて来ました。和気清磨公、大楠公、小楠を始め、西郷南洲や、吉田松陰先生のお母さん達は、女学校はおろか小学校へもお出にならなかったのに、こんな立派な忠臣孝子が輩出して国運を隆昌ならしめたとすれば、女が全く女学校へ行かなかったとて格別心配な事はありませんまい」と申したら学務課長さんも「成程左様です」と承知して下さった。こうして市長さんの許を得て唯今女の子を家庭で教育して居る(榎本編1980:206)。

上記より、学務課長は娘に小学校教育を受けさせないことに対し懸念を抱いていた。しかし、河村は女子が学校教育を受けないのは日本史を振り返れば決して珍しいことではなく、学校教育を受けずとも国家に貢献する人材を育てた母親がいたことを指摘し、娘を学校へ行かせなかったとしても問題はないと述べている。これに対し学務課長は「成程左様です」と述べるにとどまり、河村の意思を尊重し市長による認可を得る手続きをすすめたものと推察される。

ここには、女子教育に対する河村独自の価値観が反映されている。講演の最後に河村は、「それにつけ、これにつけ必要なのは人である。早く良い人を育て上げなければならぬ。現在日本中の最大急務は教育の振興である。立派な子供を育てる事である。それには殊に女の教育を良くしなければ

ばならぬ。然るにそれが特別に悪い為に、私は只今お話申した通りの非常手段を採って居るのである」(榎本編1980:209)と述べ、娘に小学校教育を受けさせなかったことを「非常手段」として表現している。河村は、教育の目標は国家に貢献しうる「よい日本人をつくること」であり、その教育を担う主体として女子に対する教育の改善を求めている。河村の長男英雄は西南学院中学部を経て北海道大学予科へ進学しており、河村は学校教育や学歴そのものを否定していたわけではなかったと推察される。それだけに、娘忠子に全く学校教育を受けさせなかったのは、河村の教育観が教育選択として反映されていたものといえる。

6. 結果の整理と今後の課題

本稿では、戦前日本における「家庭又ハ其ノ他」における教育の成立過程の再分析と運用実態の把握を行った。本稿は当該制度に対して近年教育法制研究から寄せられる関心と教育史研究の蓄積の接合に向けた論点の整理を目的としたため、本稿の結果のみから「家庭又ハ其ノ他」における教育について結論を出すのは早計である。この点を断ったうえで、本稿で得られた知見を整理する。

第1に、本稿では、小学校令第36条第1項但書に規定される「家庭又ハ其ノ他」における普通教育を容認する規定の起源を、1879(明治12)年公布の教育令に求めた。その結果、当該規定には代替的な教育普及策としての側面と保護者による教育選択の自由を容認する側面があることが指摘できる。とりわけ翌年の教育令改正過程における元老院での審議では、一部の富裕層が子どもに学校教育以上の教育を受けさせていた事実を背景に、学務委員、すなわち教育行政による干渉を抑制する制度が支持されていた。

第2に、「文部省例規」みなる「家庭又ハ其ノ他」における教育の制度運用を検討した結果、地方教育行政機関は、自治体の財政的・地理的要因、あるいは保護者の貧困により正規の学校教育が受けられない児童を対象とした特別な教育を実施する際に、小学校令第36条第1項但書の規定を活用していたことが読みとれた。「文部省例規」ではそのような特別な教育が「家庭又ハ其ノ他」のうち「其ノ他」における教育に該当するかが論点とされていた。また、地方からの問合せに対し、文部省は当該制度の活用を一貫して許容していたことが確認された。

地方教育行政機関がこのように「特別教授」を実施した背景には就学率や日々出席率の向上に向けた圧力があつたと想定される。しかしながら、動機の如何とは別に、様々な理由から通常学級で教育が受けられない児童に対し「無教育ニ終ルヘキ数多ノ児童ヲ救ヒ得ヘキ一方」として独自の方法によって義務教育課程を修了させようとした自治体が存在していたことは注目に値する。

第3に、河村幹雄のように独自の教育観をもつ人物は、小学校令第36条第1項但書の規定を活用し、意図的に学校教育の代替として家庭教育を選択していた。ただし、小学校教育が普及している昭和初期においては、河村のように独自の教育理念をもっている人物であったとしても小学校教育を受けさせずに家庭で教育することには少なからぬ抵抗があつたことが読み取れる。

上記の結果をふまえ、今後の研究課題として2点述べる。

第1に、「家庭又ハ其ノ他」における教育について、教育選択の自由を保障する側面に着目した歴

史学的手法による実証的研究が求められる。本稿が取上げた河村幹雄の長女がいかに家庭教育を受けていたのか、また、小学校卒業資格を得たのか否かについては本稿では明らかにできていない。不登校を契機として近年教育法学者が関心を寄せるように小学校令第36条第1項但書が教育選択の自由、とりわけ教育場所の選択の自由を認める規定であったのか否かを検証するためには、一次史料を用いた詳細な実証研究が不可欠となる。

第2に、他の教育制度との補完性をふまえた小学校令第36条第1項但書が果たした役割の多面的な理解が求められる。課程主義をとる戦前日本の義務教育制度では、「家庭又ハ其ノ他」における教育は正規の学校教育が受けられない児童に対して学習機会を保障し小学校卒業資格を付与する手段として活用されていた。したがって、当該制度は正規の公立学校とは異なる教育機関と学校教育制度を接続する機能を果たしていた。具体的には、1899(明治32)年の私立学校令公布以降の私立小学校への入学をはじめ、感化院(少年救護院)入所児童に小学校卒業資格を付与する制度上の根拠として小学校令第36条第1項但書が活用されていた(齋藤1995)。

【付記】本稿は平成25～26年度日本学術振興会特別研究員採択課題(課題番号25・7105, 研究代表者 本山敬祐)に係る研究成果の一部である。

【注】

- 1 本稿では1900(明治33年)公布の小学校令第36条第1項但書の表記に従い、尋常小学校および代用私立学校以外における普通教育を総称して「家庭又ハ其ノ他」における教育として表記する。1890(明治23)年公布の小学校令第22条の「家庭又ハ其他」における教育も同義である。
- 2 関連通知の名称は次のとおり。「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」(文初中330別記)、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の取扱い等について(通知)」(17文科初第437号)、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」(20文科初第1346号)。
- 3 不登校児童生徒に居場所や学習機会を提供する民間教育団体を一括してフリースクールと呼ぶのが適切かどうかについてはいまだ定説がないため、本稿では「フリースクール」と表記する。
- 4 1985(昭和60)年に不登校児童生徒の居場所として「東京シューレ」が設立された(1999年(平成11)にNPO法人化)。その後、「東京シューレ」は「ホームシューレ」として家庭教育を行う家庭の支援を行うほか、2007(平成19)年には構造改革特別区域制度を活用し不登校生徒のみを対象とする「東京シューレ葛飾中学校」を設置し、学校教育制度の多様化を試みている。また、奥地圭子を発起人の一人として、「フリースクール」の公的助成を制度化し多様な学習機会を保障すべく政策提言活動が行われている(「多様な学び保障法を実現する会」)。
- 5 渡部(2009)は通学に加え、学校教育法第81条に規定される訪問教育を就学的手段として積極的に位置づけている。
- 6 長野県における特別な教育の実施形態として①通常の小学校に通わせる、②工場内に教育施設を設ける、③付近の小学校に委託するという3種類があることが指摘され、花井は、小学校への委託が最善の形態であったと評価する(花井1999:330)。

- 7 佐藤秀夫は戦後の不登校の問題について戦前の教育史を視野に入れて言及し、小学校令第36条第1項但書について「義務教育への私教育原則の部分的導入措置」と評価している(佐藤2000:73)。また、当該既定を積極的に活用した人物として彫刻家朝倉文夫がその娘を小学校へ通わせなかったとして、「一部のインテリ層の中には公立学校教育の画一性を忌避して、この条文の適用を自覚的に求めた場合もあった」(佐藤2000:73)ことを指摘している。
- 8 大空社版には編集の際に例規の一部が欠落していることが指摘されている(国立教育研究所教育政策部教育政策史料調査室編1996)。ただし、本稿は大空社版で掲載されている例規で分析可能であることから、大空社版のみを分析資料として用いている。
- 9 河村幹雄による教育論としては「教育ほか何ものなし」が有名である(榎本1980)。
- 10 明治初期を対象とした教育行政研究には、既に多くの優れた蓄積がある(土屋1962;金子1967;倉澤:1973;倉澤1975;倉澤1978;井上1991)。ただし、本稿が分析対象とする教育令第17条の成立および改正過程について詳細な検討が行われている先行研究は管見の限り見当たらない。
- 11 学制では尋常小学校のほか「村落小学」や「貧人小学」といった多様な学校構想が示されていた(第21章)。また、正規的教育課程とは異なる順序で教育を行う学校として「変則小学」も認められていた(第28章)。
- 12 教育令取調会の詳細については定かではないが、倉澤(1975)によれば日本教育令の上奏までに学区を巡視したのは、西村茂樹、九鬼隆一、中島永元、神田孝平、野村素介、辻新次であり、これらの人物が日本教育令の起草に関与していたと想定される。
- また、学区巡視調査の過程では、教育課程編成の自由化や就学期間の短縮など、日本教育令の条文に影響を与えたと予想される問題提起が行われていた。
- 13 第36章では財政上の理由から学校を設置できない地域において「循環学校(=巡回教授法:注筆者)」の設置が明記されている。ただし、同法案では日本教育令第32章と同様に、普通教育を受ける手段のある家庭に対して、子どもを通学させない自由を認める規定は確認されなかった。
- 14 主な修正点は以下のとおり。①規定が78章から49条に削減された。②名称が日本教育令から教育令に改められた。③学区制が廃止された。④学区委員を学務委員と改め、公選制となった。⑤教育国会・教育府県会などの規定が削除された。⑥新規予算が必要となる盲学校、聾啞学校等の設置規定が削除された(倉澤1975)。
- 15 ただし、6月20日の第二読会は欠席者多数により審議をせず延会となっている。
- 16 本稿では議官の経歴をふまえた審議過程の分析を今後の課題として残さざるをえないため、資料整理をかねて同日の出席議官およびその番号を列挙する(明治文化資料叢書刊行会編1975:127)。東久世道禧(1番)、福羽美静(4番)、秋月種樹(5番)、大久保一翁(6番)、斎藤利行(7番)、大給恒(8番)、山口尚芳(11番)、河野敏鎌(12番)、津田真道(15番)、河田景与(19番)、佐野常民(20番)、柳原前光(23番)、細川潤次郎(24番)、田中不二麿(25番)、河瀬真孝(27番)、前島密(28番)、辻新次(内閣委員番外一番太政官権大書記官)。
- 17 1880(明治13)年公布の教育令第16条は「学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ児童ニ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ経ルヘシ但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシムヘシ」と規定されている。
- 18 小学校令施行規則第86条は「市町村長ハ小学校令第三十六条第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小学校ノ教科ヲ修ムル児童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ児童ニ就キ試験ヲ行フコトヲ得」と規定されている。
- 19 「四大教育方針」とは、「学齡児童就学出席ノ成績ヲ良好ナカラシムヘシ」、「小学校基本財産ノ増殖ヲ計ルヘシ」、「内容ノ充実ヲ期スヘシ」、「小学校ヲ以テ教化ノ中心タラシムヘシ」の4項目からなる。以下、群馬県の記述は『群馬県教育史』第三卷(大正編)、11-38頁にもとづく。

- 20 「家族的構成の学校」について、河村の代表的な講演のひとつである「名も無き民のころ」のなかで次のように述べられている。「学校は学生の郷土であり、家庭である。師、親として生徒に臨み、生徒、子として師に事ふ。斯くして師、弟と愛し、弟、師を敬し、淳乎たる校風無言の間に人を化す。之れ真の学校のあり方である」(榎本編1980:166)。
- 21 娘忠子は当時の教育経験を振り返り、次のように述べている。

思い出は限りもございませんが一番心に残っておりますことは、私の小学校への入学に関する出来事でございます。入学前には度々父の教育に対する理想を聞かされておりましたが、いよいよ入学の日も迫りましたある日、私の気持ちを聞かれました。私も子供なりに随分迷いましたが、子供にとりましては親は至上のものでございますし、父が理想としておりますことは絶対であると信じておりましたので、父の考えに従う由答えましたところ、父は非常に喜んでくれました。しかし後々に父が「子供の学校問題もギリギリまで悩んだが子供が決心してくれたので自分もやっと決心がつかしました」とある方へ述懐しておりますのを陰ながら聞き、(中略:筆者)非常な打撃を受けたものです(榎本1980:84)。

【主要参考文献】

- 天城勲(1954)『学校教育法逐条解説』学陽書房。
- 石淵保(1974)「本県四代教育方針の実施」群馬県教育史研究編さん委員会編『群馬県教育史』第三卷(大正編)、群馬県教育委員会、10-41頁。
- 井上久雄(1991)『学制論考(増補版)』風間書房。
- 榎本隆一郎(1980)『河村幹雄博士の生涯とその思想』原書房。
- 岡実(1985)『改訂増補 工場法論全(復刻版)』有斐閣。
- 奥地圭子(2005)『不登校という生き方 教育の多様化と子どもの権利』日本放送出版会。
- 長田三男(1995)『子守学校の実証的研究』早稲田大学出版部。
- 金子照基(1967)『明治前期教育行政史研究』風間書房。
- 上笠一郎編(1977)『激動期の子ども』第一法規。
- 木村元編著(2012)『日本の学校受容 教育制度の社会史』勁草書房。
- 教育史編纂会編(1964)『明治以降教育制度発達史』第2巻、教育資料調査会。
- 倉澤剛(1973)『学制の研究』講談社。
- (1975)『教育令の研究』講談社。
- (1978)『学校令の研究』講談社。
- 国立教育研究所教育政策部教育政策史料調査室編(1996)『文部省例規 続(第一分冊)』(教育史料3)、国立教育研究所。
- 国立教育研究所第一研究部教育史料調査室(1979)『学事諮問会と文部省示諭』国立教育研究所。
- 小針誠(2007)『教育と子どもの社会史』梓出版社。
- 齋藤薫(1995)「感化院の学習指導と学校教育——内申書制度が感化教育に与えた影響——」『教育学研究』第62巻第2号、1-9頁。
- 佐藤秀夫(1979)「解題」『学事諮問会と文部省示諭』国立教育研究所、1-34頁。
- (2000)『学校教育うらおもて事典』小学館。
- 佐藤秀夫編(1981)『文部省日誌 明治15年自41号至68号』明治前期文部省刊行誌集成 第5巻、歴史文献。

- 鈴木勲(2009)『逐条学校教育法(第7次改訂版)』学陽書房。
- 田中不二麿(1873)『理事功程(巻1 合衆国)』文部省。
- 戸崎敬子(2000)『新特別学級史研究——特別学級の成立・展開過程とその実態——』多賀出版。
- 土屋忠雄(1962)『明治前期教育政策史の研究』講談社。
- 中川明(2013)『寛容と人権——憲法の「現場」からの問いなおし』岩波書店。
- 花井信(1999)『製糸女工の教育史』大月書店。
- 土方苑子(2002)『東京の近代小学校 「国民」教育制度の成立過程』東京大学出版会。
- 土方苑子編(2008)『各種学校の歴史的研究 明治東京・私立学校の原風景』東京大学出版会。
- 平原春好(1978)『学校教育法』総合労働研究所。
- 船越源一(1935)『小学校教育行政法精義』東洋図書。
- フランクリン・ビーホー編(田中不二麿訳)(1878)『米国学校法』上下, 文部省。
- 明治文化資料叢書刊行会編(1975)『明治文化資料叢書』(第8巻 教育編) 風間書房。
- 文部大臣官房文書課(1987)『文部省例規類纂』第三巻, 大空社。
- 文部省(1972)『学制百年史』(資料編), 文部省。
- 安嶋彌(1987)「学校教育法」木田宏監修『証言 戦後の文教政策』第一法規, 66-92頁。
- 結城忠(2007)『生徒の法的地位』教育開発研究所。
- (2012)『日本国憲法と義務教育』青山社。
- 雪丸武彦(2009)「就学義務制度の歴史の変容—アクター間の法的関係に注目して」九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻教育学コース『飛梅論集』第9号, 131-147頁。
- 米沢広一(2008)『憲法と教育15講』北樹出版。
- 米田俊彦編(2009)『近代日本教育法令体系』港の人。
- 渡部昭男(2009)「子どものニーズと就学義務制——必要原理に基づく教育行政への展開」平原春好編『概説 教育行政学』東京大学出版会, 133-151頁。

Education at Home or Otherwise in Japan (1879-1941) :

Reanalysis the Formation Process and the Examination of the Actual Operation

Keisuke MOTOYAMA

(Graduate Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

The purpose of this study is to examine the formation process and actual operation of the system on education at home or otherwise in Japan (1879-1941).

Since 1980s, Truant student are recognized as a social problem in Japan. During the next two decades, Compulsory education system was made to regard attendance at free schools for absentees as legitimate study hours flexible by MEXT.

This institutional change in compulsory education initiate critical discussion not only in the current education system but in previous education system, especially the bill that permits parents to educate their children at home or otherwise in imperial ordinance.

This paper reanalyzed the formation process of the bill and arrived the presence of the following two aspects.

- (1) This bill is made to popularize primary education, especially for poverty children who can't attend school adequately.
- (2) This bill is also made to permit parents to educate their children at home as alternative method.

In the past, researchers on the history of education have researched on the first aspect on the bill. But little attention has been given to the second aspect of the bill, which has been brought attention by researchers on the low of education. And this paper showed the parent who educated their children at home because he rejected public school early in Showa.

What is important for further research on the function of the bill is to ascertain second aspect of the bill by historical method.

Key words : Education at home or otherwise, School attendance, Customized curriculum, Education option.